第三条第三項第三号中「（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）」を削り、「次の算式」を「任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額として、次の算式」に改め、「（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）」を削り、「にあっては、零とする。」を「の場合には、零」に改め、同号備考中「剰余金の額から」を「利益剰余金の額から、利益準備金の額」に改め、「繰延税金負債（」の下に「規則第十四条第一項に規定する」を加え、同項に次の一号を加える。

四　負債性資本調達手段等　次に掲げるものの額の合計額

イ　負債性資本調達手段で、次に掲げる性質の全てを有するもの

(1)　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること。

(2)　第九項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

(3)　損失の補塡に充当されるものであること。

(4)　利払の義務の延期が認められるものであること。

ロ　期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項中「法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は連合会（以下「共済事業実施組合」という。）」を「共済事業実施組合」に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）」を「財務諸表等規則」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第十四条第一項の繰延税金資産（同項に規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、責任準備金（法第十五条の十（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の責任準備金をいう。以下同じ。）、支払備金（法第十五条の十一（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の支払備金をいう。以下同じ。）、価格変動準備金（法第十五条の十二第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の価格変動準備金をいう。以下同じ。）、契約者割戻準備金（規則第六十六条第一項の契約者割戻準備金をいう。以下同じ。）及び評価・換算差額等（規則第百十三条第一項第二号に掲げる評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産の額から、次に掲げる額の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合には、零）とする。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は連合会（以下「共済事業実施組合」という。）については、零とする。

一　規則第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる額

二　その他有価証券評価差損（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。以下同じ。）

三　第四項第一号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除した額

四　第四項第二号に掲げる額

第三条に次の六項を加える。

5　前項第一号及び第四号に定める額（特定負債性資本調達手段の額を除く。）の合計額が、中核的支払余力（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した額から第一項第三号に定める額を控除した額をいう。以下同じ。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第十四条第一項第七号の農林水産大臣が定めるものの額は、前項各号に定める額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

6　前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに掲げる負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌事業年度以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであって利払の義務の延期に制限がないものをいう。

7　第四項第三号に定める額については、同項の規定にかかわらず、繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した額を限度として算入することができるものとする。

8　第四項第四号ロに掲げる期限付劣後債務（残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価格の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）の額については、中核的支払余力の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

9　第四項第四号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である共済事業実施組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一　当該償還等を行った後において当該共済事業実施組合が十分な支払余力比率を維持することができると見込まれるとき。

二　当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

10　第四項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である共済事業実施組合が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

第五条第一項第二号中「次に掲げるリスク相当額」を「別表第二に掲げる地震災害リスク相当額及び風水害リスク相当額」に改め、イ及びロを削り、同条第二項中「（法第十五条の十（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）」を削り、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第三項中「別表第三」を「別表第四」に、「にそれぞれ同表」を「からそれぞれ別表第五備考第二号のリスクヘッジの効果の額を控除して得られた額（デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表の上欄に掲げるリスク対象資産に対応する同表の中欄に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該リスク対象資産の貸借対照表計上額を限度として、同号のリスクヘッジの効果の額を控除した額）にそれぞれ別表第四」に改め、「）として当該合計額に百分の三十を乗じた」を「以下同じ。）として別表第六の分散投資効果の」に改め、同条第四項中「別表第四」を「別表第七」に、「同表」を「当該リスク対象資産に係る別表第八の上欄に掲げるランクの区分に応じた別表第七」に改め、同条第五項中「別表第五」を「別表第九」に改め、同条第六項中「算定する」を「計算する」に改め、同項第一号中「別表第六」を「別表第十」に、「中欄」を「下欄」に、「（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「の額（支払余力比率」に、「同表の下欄」を「別表第十一の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄又は下欄」に改め、同項第二号中「別表第七」を「別表第十」に、「中欄」を「下欄」に、「（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「の額（支払余力比率」に、「同表の下欄」を「別表第十一の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄又は下欄」に改め、同項第三号イ中「別表第八」を「別表第十二」に改め、同号ロ(3)及び(4)中「別表第九」を「別表第十三」に改め、同条第八項中「別表第十二」を「別表第十七」に、「算定する」を「計算する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「規則第十五条第三号ホ」を「規則第十五条第三号へ」に、「算定する」を「計算する」に改め、同項第一号中「別表第十」を「別表第十五」に改め、同項第二号中「別表第十一」を「別表第十六」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　規則第十五条第三号ホに掲げる額は、別表第十四の第一欄に掲げる取引の区分に応じた同表の第二欄に掲げるリスク対象資産の額を同表の第三欄に掲げるリスク対象資産の所在地により区分し、それぞれ同表の第四欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

第七条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、「（規則第五十八条第一項第一号の共済掛金積立金をいう。以下同じ。）」を削る。